

ウズベキスタンにおける教育のグローバル化と ナショナル・アイデンティティ

Globalization on Education and National Identity in Uzbekistan

木之下 健一

1 本報告の目的

2008年10月と2009年の10月との二度に亘り、「グローバル時代におけるウズベキスタン共和国の教育の現状と課題」というテーマの下、ウズベキスタンにおける国家教育戦略に関する調査を行った⁽¹⁾。調査においては教育関連の省庁、教育行政機関、各種学校などを訪問し、それぞれの現状や課題等についてのインタビューを行うとともに資料の収集を行った。

ウズベキスタンは91年のソヴィエト連邦からの独立以降、経済の低迷という社会問題を抱える一方、多民族性を背景とした国民統合上の困難を抱えている。小松 [2000: 446]によれば、ソ連人というアイデンティティが意味を失った以上、共和国の統合と秩序を維持するには、新しい国民意識が必要となったが、多様な民族構成を背景にこの国民意識を創出することは容易ではなかった。そうした新しい国民意識に対する政府の方針は、「民族」や「宗教」といった要素を媒介しながら、教育制度を通じて様々な形で打ち出されてきた [関2002: 239-240]。ソヴィエト人ではない、「ウズベキスタン人」を育成しようとする試みは独立後20年余りを経て一つの形を成そうとしているが、Silova・Johnson・Heyneman [2007: 161]の指摘によれば、これらは現在に至るまで不完全なままに止まっており、未だに新たな社会統合を生み出すまでには至っておらず、政府による試行錯誤は途上の段階にある。一方で、政府はグローバル化の影響に対しても向き合わねばならず、難しい舵取りを迫られている。

本報告においては、そうした政府の取り組みの中から、調査を通じて明らかになったものを何点か取り上げて紹介をしたい。またこれらと関連して、現地の教育関係者の声を紹介していく。具体的にはまず、グローバル化の影響を念頭におきながら、大学教育制度改革の動向について述べる。またグローバル化に抵抗してナショナル・アイデンティティを学校教育

⁽¹⁾ 本調査報告は、平成20～22年度科学研究費補助金基盤研究(B)海外学術調査「ポストソ連時代における中央アジア諸国の教育戦略に関する総合的比較研究」(研究者代表:嶺井明子)の研究成果の一部である。

の中に位置づけようとする動きとして、地域共同体マハッラとの連携、憲法学習などの法教育導入の取り組みについて紹介する。

2 教育制度改革の動向

はじめに、グローバリゼーションの影響を念頭に起きながら、教育制度における改革についてみていきたい。

91年の独立以降、二度にわたる教育法の制定が行われた。このうち97年の教育法（O'zbekiston Respublikasining Qonuni, 29.08.1997 y. N 464-I, Ta'lim To'grisida / Закон Республики Узбекистан, 29 августа 1997 г. No. 464-I, «Об Образовании»）。以下同様に、原語表記の際はウズベク語、ロシア語の順で表記）により、ソヴィエト式の5年制であった大学教育は、学士にあたる4年間のバカラブリアート（Bakalavriat / Бакалавриат）と、修士にあたる2年間のマギストラトゥーラ（Magistratura / Магистратура）の2段階へと改変された。バカラブリアートにおいては、それまで5年間で行っていた教育内容を4年間へと圧縮する措置が取られた。またより専門的な課程のマギストラトゥーラの修了資格を得ると、大学で教授したり、研究職につくことが可能となる。

有本 [2008: 70] によれば、グローバル化時代において発展途上国における高等教育は、国際化や留学生問題に対する共通の問題に直面し、解決を迫られ、他の国々との競争と共同の力学に巻き込まれる中で、それに対処するための世界戦略を構想することとなる。学士4年、修士2年の2サイクルからなる大学構造へと改革したウズベキスタンの例からは、学生の移動や高等教育の質の向上を通じて「ヨーロッパ高等教育圏」の構築を目指すボローニャ・プロセスとの関係性が窺われる。現在ボローニャ・プロセスの参加国においては、国内外の大学の流動性を高め競争を通じて教育の質を維持・向上させる他、学生や市民の意識の活性化を通じて、経済や社会の基盤強化へとつなげることが目指されている [木戸 2008: 26]。

現段階ではウズベキスタンはボローニャ・プロセスに加盟しておらず、政府としても加盟の方針を明確には打ち出していない。97年の教育法においても、バカラブリアートが「高等教育の一つの専門の基礎的な知識を与える」段階であり、マギストラトゥーラが「具体的な専門知識を与える」段階である、として言及されるにとどまっており、国際競争に関連した記述は見られない。またインタビュー調査においても、教育関係者からウズベキスタン国内における改革の直接の原因としてボローニャ・プロセスが取り上げられることはなかった。

ではボローニャ・プロセスは、ウズベキスタンにおいてはどのように位置づけられているのか。現場レベルでの認識、あるいは説明の仕方は、ウズベキスタンの教育関係者の間でも意見の分かれるところである。高等中等専門教育省のイルガシエフ（Y. Irgashev）国際関係部長による説明は、現在ウズベキスタンと海外の大学とは大きな大学間協定を行っているわ

けではなく、協力への需要もないために、ボローニャ・プロセスへの参加はそれほど重要ではない、という点に終始していた（08年10月、著者グループによるインタビューによる。以下のインタビューに関しては日付のみを表記）。これが政府の首脳の見解を代弁したものであるかどうかについてはさだかではないが、一方で、ニザーミー名称教育大学のハイダロフ（F. Xaydarov）学長によれば、ボローニャ・プロセスを導入している諸国とウズベキスタンとの間での大きな違いは、授業単位の認定方法の違いであり、現在ヨーロッパ式の単位認定システムは国内において導入されていないが、制度的には近づきつつある、もし政府がボローニャ・プロセスに参加する決定をする際は、速やかに制度移行ができるように大学としては現在準備を進めているところである、とする（09年10月）。

現在はウズベキスタン人の学生が海外の大学で課程を修了した場合、帰国後に審査を受け、また必要に応じて試験を受けるなどして、国内で通用する修了証書の再発行を受ける必要がある。このため、学生の相互交流の促進を目指すボローニャ・プロセスと比較すると、海外の大学との間での人的な交流という面では未だにスムーズであるとは言えないが、将来的な交流を見据えての制度的な準備が現場レベルでは進行しつつある。

一方、この他にも、ウェストミンスター大学など、海外に拠点を持つ大学の分校をタシケント市内に建設するなど、学力競争や教育の質の保証を巡る世界規模の潮流に歩み寄る動きが窺える。ただし、海外の大学の分校の開設は政府の強い管理の下に置かれており、実際に設置することは容易ではない。政府のグローバル化に対する慎重な姿勢は随所で表明されており、単に世界的な基準やシステムを導入するわけではなく、取捨選択を繰り返しながら制度の導入を行っている。

3 ナショナル・アイデンティティの位置づけ

次に、グローバル化に対抗する流れについて見ていきたい。グリーン [2000: 178] によれば国民教育制度は、出生や、国籍の取得によって国民とみなされるようになる人々を、積極的で、行動的なアクターとしての市民に変えるとともに、それらの国民を国家に結びつけ、互いに妥協させるような市民的なアイデンティティと国民的自覚を創出しようとしてきた。様々な国において教育制度にしばしば投影されるのは、国民を統合するシンボルや原理、ナショナル・アイデンティティがどのようなものであるか、といった点であるが、ウズベキスタンの学校教育においては、共通の歴史や伝統、民族的英雄や宗教といった要素が随所に登場するケースが多い。独立以降のウズベキスタンにおいても、これらをどのように位置づけ、ナショナル・アイデンティティを明示するか、という点が一貫して重要なテーマとして取り上げられてきており、そうした傾向は歴史教育をはじめとする各教科のカリキュラムにおいて顕著に現れている [Ersanli 2002: 344]。

教育関係者の間で、独立以降の教育制度面での変化を語る際に頻繁に言及されるのは、ウズベキスタンの伝統に根ざした教育、民族独立理念に根ざした教育が可能になった、という点である。例えば、子どものためのサークル活動等を行う V. N. シフツ名称航空機製造技術文化宮殿のトゥフタマトフ (M. Tuxtamatov) 所長は、サークル活動において、民族音楽を取り入れたり、子どもたちが民族的な祝祭に参加して演技する、などといった活動が可能になった、という点を指摘する (09年10月)。同時に、現在では民族的な祭りなどにおいてサークル指導者とともに地域共同体マハッラを訪れて舞曲を披露したり、ゲストを活動に呼んで民族的、伝統的な事柄について教えてもらうといった活動も行っている。また、ヒヴァ市教育委員会クルバノヴァ (O. Kurbanova) 委員長によれば、歴史の授業において、以前はソヴィエトの歴史を教えていたが、現在はウズベキスタンの歴史を教えるようになった (09年10月)。また歴史の授業を通じて、愛国心や祖国愛、ウズベキスタンの偉大な先人について教えるようになった、という。

これらは実際には、人口の80%余りを占めるウズベク人の歴史や伝統についてのものであり、残りの20%を構成するカザフ人、クルグズ人、ロシア人などのマイノリティを含んでいない、という点で問題を抱えている。しかし、「ウズベキスタン人」とはどのような国民なのか、という点を積極的に位置づける要素として、教育課程の中に頻繁に登場する傾向にある。

4 マハッラとの連携を通じた教育

一方、こうした民族の伝統に根ざした教育について語る際に、教育関係者の間で度々言及されるのは地域共同体マハッラとの連携による教育である。マハッラは地域コミュニティ内での相互扶助的な機能を果たす機関であるが、近年は政府によってその位置づけが強化される傾向にある [河野 2007: 169]。

サマルカンド市第5番学校のラフマノヴァ (M. Raxmanova) 校長もこうしたマハッラとの連携を強調して語っていた関係者の一人である (08年10月)。主たる活動は、地域に住む年長者や伝統技能を持つ人々と児童との間での相互の交流活動である。学校に年長者を招いて礼儀やマナーについて話す機会を持つとともに、児童をマハッラに行かせて服やパンの作り方などを学ばせる、といった活動を行っている。校長によれば、こうした活動を通じて期待されるのは、児童自身が自らの所属するマハッラについて誇りを持つようになることであり、また礼儀やマナーなど児童の内面に關わる要素を育成することである。また同様に、タシケント市教育委員会は、2008年に家庭、学校、マハッラとの間での協力関係の強化に向けて活動部会を開催し、子どものしつけに関する相互協力や、貧困家庭の援助に向けて、各マハッラとの間で協定を結んでいる (09年10月)。

こうした取り組みは、政府主導のもとに現在全国的に行われている。国民教育省におけるインタビューにおいても、こうしたマハツラとの連携を通じた教育についてシャウマロフ(G. Shaumarov) 大臣が強調するのは、児童に自らの伝統を知る機会を設けること、であった(08年10月)。

こうしたマハツラとの連携を通じた教育活動には様々な効果が期待されているが、一方でグローバル化との関係で言えば、世界的な潮流への合流と対になる形での、ローカルな伝統や慣習を次世代に伝達するための重要な役割を果たしている。特に、ソヴィエト時代にはこうした伝統的な内容を扱う活動に制限があったことから、マハツラを通じた教育活動は現在一層重視されるようになってきている。

5 法教育のとらえ方

このように民族的な要素が国民の要素として語られる一方で、前述のようにウズベキスタンにおいては国民統合のための明確な原理を見出しづらい、というジレンマが存在する。そうした際に、国民統合の観点からもう一つウズベキスタンの教育制度を特徴づけるのは、就学前教育段階から高等教育に至るまで導入されている「法教育」のシステムである。この法教育は、2001年以降、児童・生徒に対して憲法を始めとするウズベキスタンの法律を暗記するとともに、法律の原則に従って行動することを教える教科として導入されており、1-4年生において年10時間、5-9年生では年17時間、アカデミック・リセと職業カレッジにおいては年40時間、大学においては「法律学」と「憲法権利」の授業合わせて年76時間の学習枠が設けられている。

法教育のシステムは2001年1月に発表された大統領令「ウズベキスタン共和国の憲法学習の組織化に関して(O'zbekiston Respublikasi Konstitutsiyasini O'rganishni Tashkil Etish To'g'risida / Об организации изучения Конституции Республики Узбекистан)」という法令に伴って開始された。この新設の学習課程の目的は、若い世代の法意識と文化に関する教育において、最も重要な位置を占める基本的な法である憲法について学習するため、とされた。

法教育カリキュラムの創設に携わったニザーミー名称教育大学のカリモヴァ(O.Karimova)によれば、学習のターゲットとして意図されているのは、「個人の権利」と「国家の権利」について学習をすることである(08年10月)。幼い児童に対しても、遊びを通じて学習を行うことで権利について学ぶことができるように配慮が為されている、という。タシケント市第304ショディヨナ幼稚園を訪問した際、施設の入り口に大きく掲げられていたポスターは、幼児が「私は赤ちゃん、権利を持っている—成長すること、健康で愛されること、遊んだり友達をつくること…」というように語りかけるものであった。政府の方針を受けて、この幼稚園内でも遊びを通じて権利についての時間が設けられ、幼児にも分かり易いような形

での学習活動が行われている。

実際に学校教育で用いられている教科書「憲法アルファベット (Konstitutsiya Alifbosi / Азбука Конституции)」をみると、憲法の各条文の暗記を促したり、物語を通じて法令遵守の態度を育成する立場が繰り返し打ち出されていることが分かる。前述のカリモヴァによれば、低学年における学習は特に児童に理解しやすいように、日常の経験をもとに物語を挿入する、などの工夫がなされている。また、教科書において引用される憲法の条文も、言語、議会、所有財産、環境保護、国防など多岐にわたっている。学年が上がるに従い、憲法以外にも国の基本的な法律についての授業が導入されるようになる。

2001年の導入以降、現在まで法教育のシステム自体に大きな変化は起きていないが、教科書の改訂作業などは頻繁に行われており、またこうした授業に対応するための教師の育成にも力が注がれるようになってきている。現在、道徳やマナーの教育が進められる一方で、こうした法教育がセットで重視される傾向にある。ここには、どのような国民を育成するか、という課題に対しての一つの政府の意向が強く反映されている。

6 まとめ

今回は世界規模での教育の均質化の流れが、ウズベキスタンにおいてどのような影響を及ぼしているのかについて簡単に紹介してきた。制度面における教育改革を通じて世界的な潮流に歩み寄る一方で、ソヴィエト時代には制限されていた民族的な要素を全面に押し出した教育や、国民に法的な理解と行動の原理を提供する法教育が導入され、ソヴィエト時代とは異なる教育の在り方が模索されるようになってきている。

こうした制度の導入に当たっては、現在に至るまで様々な課題が残されたままとなっている。例えば、ナショナル・アイデンティティを形成するにあたって、人口の20%余りを占めるマイノリティを如何に排除することなしに包摂していくのか、という点については未だ明確な答えは提示されていない。また、法教育に関して言えば未だに実験教科としての意味合いが強く、初等・前期中等教育学校の1-4年生の段階では、補助的な教科として位置づけられており、正式科目とはなっていない。こうした措置は実験導入の段階で用いられることが多く、有効性が認められると正式な教科として導入される。教科指導のための指導員養成もまだ始まったばかりである。

今後こうした取り組みがどのように進行していくのかを検討することで、ウズベキスタンにおける教育のグローバル化と、それに対抗する形でのナショナル・アイデンティティの位置づけが一層明確化していくものと考えられる。

参考文献

- 有本章 2008. 「グローバル化時代における高等教育システムの構造と機能——その類似性に関する国際比較試論——」、広島大学高等教育研究開発センター編『大学論集 第39集』、広島：広島大学大学教育研究センター、pp. 55–73.
- Ersanli, Büsra. 2002. “History Textbooks as Reflections of the Political Self: Turkey(1930s and 1990s) and Uzbekistan(1990s)”, in *International Journal of Middle East Studies*, Vol.34, No.2, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 337–349.
- グリーン、アンディー 2000. 『教育・グローバリゼーション・国民国家』、東京：東京都立大学出版会
- 河野明日香 2007. 「ウズベキスタンの学校における地域共同体（マハッラ）の教育——政府のマハッラ政策との関連で——」、日本比較教育学会編『比較教育学研究 第35号』、東京：東信堂、pp. 166–185.
- 木戸裕 2008. 「ヨーロッパ高等教育の課題——ボローニャ・プロセスの進展状況を中心として——」、国立国会図書館調査及び立法考査局編『レファレンス No.691』、東京：日本図書館協会、pp. 4–27.
- 小松久男 2000. 「現代への選択」、小松久男編著『中央ユーラシア史』、東京：山川出版社、pp. 437–456.
- 関啓子 2002. 「ウズベキスタンにおける民族・宗教・教育」、『多民族社会を生きる——転換期ロシアの人間形成——』、東京：新読書社、pp. 223–265.
- Silova, Iveta. Johnson, Mark S. Heyneman, Stephen P. 2007. “Education and the Crisis of Social Cohesion in Azerbaijan and Central-Asia.” in *Comparative Educational Review*, ed. Comparative and International Education Society, Chicago: The University of Chicago Press, pp. 159–180.
- (一橋大学大学院博士後期課程)